

登園許可証明書について

認定こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで一人一人のお子さまが快適に生活できるように、別紙の感染症と診断された場合、医師の許可が出るまで登園を控えてください。保護者の皆様にご協力とご理解をお願いいたします。

また、登園なさる場合は医療機関による「登園許可証明書」を、登園初日に担任にご提出ください。（学校保健安全法施行規則にもとづき、産業医の先生のご指導をいただいております。）

※お子さまの氏名を記入して医療機関に提出してください。

※ウイルス性胃腸炎等の疑いがある場合、園内感染拡大防止の為、嘔吐などで汚れた衣服は園では洗わずにそのままビニール袋に入れて持ち帰ります。

下記の病気については、主治医の登園許可証明を受けてから登園してください。

◎登園許可証明書が必要な感染症

| 病名 | 登園停止の期間 |
|------------------------|--|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が解熱した後1日を経過するまで |
| 百日せき | 特有な咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終わるまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふく) | 耳下腺、顎下腺または舌下線の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態がよくなるまで |
| 風疹 (三日はしか) | 発疹が消失するまで |
| 水痘 (水ぼうそう) | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱 (プール熱) | 主要症状が消えてから2日を経過するまで |
| 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| 結核 | 症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで |
| 伝染性紅斑 (りんご病) | 全身状態が改善されれば登園可能 |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで |
| 腸管出血大腸菌 感染症(O-157等) | 症状により医師において伝染の恐れがないと認めるまで |
| 溶連菌感染症 | 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登園可能 |
| 乳児嘔吐下痢症 (ロタウイルス) | 下痢・嘔吐が消失し、全身状態が良ければ登園可能 |
| 感染症胃腸炎 (ノロウイルス) | 下痢・嘔吐が消失し、全身状態が良ければ登園可能 |
| 流行性結膜炎 | 治癒するまで |
| 手足口病 | 発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能 |
| ヘルパンギーナ | 発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能 |

◎その他の感染症と疾患として、当園では、下記の対応をしています。登園許可証明書は、必要ありませんが、必ず医師の意見を園に報告し、担任と相談のうえ、出欠席を確認してください。

| 病名 | |
|-------|---|
| とびひ | 感染防止の為、乾いていないところはガーゼなどで保護してください。また、完治するまでは感染・炎症防止の為プールは禁止となります。 |
| 突発性発疹 | 熱がなく発疹が消失していれば登園してもよいと考えます。 |

年 月 日

担当医師 殿

登園許可証明書発行のお願い

塩部幼稚園

園児名

貴医にて治療中の上記園児につきまして、病状回復後、他児へ感染する恐れがないと認められましたら、下記の証明書に記入いただき、当該園児にお渡しくださいますようお願い申し上げます。

塩部幼稚園長 畑 充仁殿

登園許可証明書

| | |
|-----------|---------------|
| 疾 病 名 | |
| 療 養 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 登 園 許 可 日 | 年 月 日 より |

上記の疾患について、他児への感染の恐れがないと認められるため、登園を許可します。

年 月 日

医療機関名：

担当医師：

